

新型コロナウイルス感染症にかかったら 2020.9.6

このフローチャートは、鳥取県作成「県内事業者のみなさまへ(R2.8.11)」を参考に、スカウト関係者向きに作成したものです。団内で周知頂き、対応については、保健所、医療機関等の指示に従ってください。

スカウト関係者の健康状態を確認し、以下に該当があれば自宅待機させる

活動前に

- ・発熱等の風邪の症状がある
- ・発熱が無くても体調不良の兆候が見られる

活動中に

- ・発熱や体調不良の兆候が見られる場合は、マスクを着用の上で帰宅させる

自宅待機
別紙「家庭内での感染を防ぐために」参照

※集会や会議を開催する場合、主催者（以下「隊長等」）は**可能な限り、その集会や会議でスカウト関係者や送迎者等、その集会や会議にかかった人と場所を記録しておくこと。**

YES

症状が改善した

NO

- 発症後、少なくとも8日経過している。
- 各種薬剤の内服のない状態で咳・咽頭通・息切れ・全身倦怠感・発熱等が消失して少なくとも3日経過している。

活動復帰可

- 「**息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合**」
- 「**高齢者や基礎疾患のある重症化しやすい人、妊婦の人で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合**」
- 「**上記以外で発熱や咳等比較的軽い風邪の症状が続く場合**」
上記の場合は最寄りの「発熱・帰国者・接触者相談センター」に問い合わせをする。

《誹謗中傷、差別的言動をしない》

- ・相手を思いやる気持ちを持って冷静に行動する
- ・根拠のない話やうわさ、SNSの投稿に惑わされない
- ・心ない言葉を発したり、SNS等に投稿したりしない

活動中の発熱・体調不良に関連してPCR検査を受ける場合
⇒**隊長等は団委員長及び県連にすみやかに報告する。**

スカウト関係者(保護者等含む)に感染が確認された

感染が確認されたスカウト関係者(保護者等含む)は感染症法に基づく入院が必要となる。

⇒**スカウト関係者は隊長等へ連絡。隊長等は団委員長及び県連に検査結果を直ちに報告**
必要に応じて、隊長等は保健所の指示により、集会場所や備品等の消毒を行う。

- 消毒**
- ・発熱者の活動エリアの消毒（清拭）を行う。
消毒範囲の目安は、発熱者の活動エリアの半径 2 m 程度、トイレ等の使用があった場合は該当エリアの消毒を行う。
 - ・アルコール消毒液(70%から80%)もしくは次亜塩素酸ナトリウム(0.05%)を用いる。
 - ・消毒の際は適切な个人防护具（マスク、手袋等）を用いる。

消毒の方法の他、他のスカウト関係者(保護者含む)への対応等、不明な点があれば最寄りの保健所へ相談してください。

退院

2週間の健康観察後、活動復帰可

- 保健所からアドバイスを受けた上で、**退院後2週間程度は外出自粛**を行い、飛沫感染を予防するためにマスク着用を義務付け、**体調を確認しながら活動へ復帰**させること。
⇒**団委員長は、活動への復帰について予め県連に報告する。**
- 退院時には他人への感染性は極めて低いものの、退院後に新型コロナウイルスが再度陽性となる場合があるので、退院後少なくとも4週間は一般的な衛生対策に加え健康観察が求められる。

スカウト関係者(保護者含む)が濃厚接触者となった場合

- 保健所が実施する調査により、スカウト関係者(保護者含む)が濃厚接触者と判断された場合は、保健所から14日間の外出自粛・健康観察が求められる。
保健所の指示に従い感染防止の措置を講じること。